

松阪市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針の概要

R5.3月 策定 教育総務課

適正規模の基本的な考え方

- ・学校生活において、多様な価値観を持つ仲間と交流し、豊かな人間関係を築きながら切磋琢磨し、社会性や協調性を育む機会が確保できる規模であること
- ・個に応じたきめ細やかな指導をするための少人数学習や習熟度別学習など、表現力、思考力、判断力を養うための多様な学習形態を取り入れた教育が可能となる規模であること
- ・クラブ活動や部活動において、児童生徒のニーズに応じた多様な活動を編成・実施できる規模であること
- ・一定の教職員数が確保でき、互いに研究・協議を行いながら指導の充実を図るとともに、経験年数、専門性、男女比率等、バランスのとれた教職員を確保できる規模であること
- ・中学校において、各教科に専門の教職員を適切に配置できる規模であること
- ・体育、音楽、道徳、学級活動等の学習指導及びグループ学習や、求められている主体的・対話的で深い学びの実現に向け、制約が生じることがないような規模であること

学校規模適正化を検討する範囲（対象校）

- ・現年度から6年後において「松阪市として最低限確保したい学校規模」を下回ると見込まれる学校（※現年度：令和4年度）
 - ※松阪市として最低限確保したい学校規模
 - <小学校> 6学級以上（各学年1学級以上） 1学級20人程度（全学年120人程度）
 - <中学校> 3学級以上（各学年1学級以上） 1学級20人程度（全学年60人程度）

学校規模適正化の方策

- (1) 通学区域の見直し
原則、同一中学校区内での実施が望ましい。
国道、河川、鉄道等の地理的要素も勘案して検討する。
- (2) 隣接校との統合
3校以上や中学校区全体で検討する場合もあり得る。
原則、既存の学校施設を活用することとし、
大規模改修の際には、将来を見越して計画的かつ効率的に実施する。
- (3) その他の方策
適正化対象校が、地理的条件等により(1)(2)の手法が困難な場合や、他にはないような特徴的な学びの形態を有する場合に検討する手法
①小中一貫教育、②小規模特認校制度、③特色あるカリキュラムの編成 など

検討時期

- 優先順位を付けて検討していく。
- | | | |
|---------|---------------------|---------------------|
| 短期的な取組 | (1) 現存する複式学級の解消 | (2) 将来的な複式学級の防止 |
| 中長期的な取組 | (3) 現存する20人未満単学級の解消 | (4) 将来的な20人未満単学級の防止 |

通学距離・通学時間の基準	通学距離	通学時間
小学校	おおむね4km以内	おおむね1時間以内
中学校	おおむね6km以内	おおむね1時間以内

通学距離が基準を超える場合は、スクールバスや公共交通機関を活用するなど、通学時間が基準の範囲内となるように、様々な手立てを講じること。